

農業会議だより

第32号(令和3年7月) 発行：一般社団法人佐賀県農業会議

1. 農業会議 会長就任のごあいさつ
2. 農業会議 総会を開催
3. 基山町農業委員会の取組みについて
4. 全国農業委員会会長大会が開催
5. 国会議員への要請活動
6. 農業簿記講習会を開催します
7. 就農相談について〔農業公社〕
8. 農業者年金の加入推進について
9. 全国農業新聞の普及推進／全国農業図書の紹介
10. 常設審議委員会の結果（5・6月）／11. 行事予定

1. 農業会議 会長就任のごあいさつ



5月28日に開催された一般社団法人佐賀県農業会議第11回理事会で会長に選任されました伊万里市農業委員会の山口友三郎です。佐賀県農業委員会ネットワーク機構として、市町農業委員会をはじめ、関係機関団体と連携し、本県農業・農村の発展に全力で取り組んで参る所存です。

また、日頃から会員の皆様におかれては、当農業会議の運営について多大なご協力とご支援をいただき大変感謝申し上げます。

経済や社会生活全般に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルスですが、今後、ワクチン接種が進み、一刻も早くコロナが収まり、社会経済活動が回復することを願っております。

さて、農業従事者の高齢化が急速に進展している今日、優良農地の有効活用と農業者の経営支援など、担い手の育成が強く求められています。

このような中で、農業委員会組織には、農地の集積・集約化といった農地利用の最適化活動や、農地法関連の業務とともに、農業経営者の経営安定への支援などにしっかりと取り組み、農業の健全な発展に寄与することが一層求められています。

農業会議におきましても、農業委員会、市町、農業団体などの会員の皆様と連携を強化し、農業委員会組織の円滑な活動とともに、担い手の育成、さらには、農業の発展につながるよう、しっかりと取り組んで参りたいと考えております。

最後になりますが、今後とも佐賀県農業会議の運営につきまして、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶といたします。

◎なお、副会長には鳥栖市農業委員会の佐藤敏嘉氏が選任されました。

2. 農業会議 総会を開催

6月15日、一般社団法人佐賀県農業会議の第6回通常総会を佐賀市「グランデはがくれ」で開催しました。今回の通常総会は新型コロナの影響により規模を縮小して開催しました。総会では第1号議案から第4号議案まで全議案を承認していただきました。また、佐賀市農業委員会の大園理事の選任が承認され、農業会議は新体制となりました。

―第6回通常総会―

- 1 会員の表彰
- 2 議案審議

第1号議案 令和2年度事業報告及び貸借対照表並びに損益計算書の承認について

第2号議案 理事の選任について

第3号議案 役員等の報酬の額について

第4号議案 令和3年度会費の額及び納入時期について

○役員

役員名称	氏名	所属・役職
会長	山口友三郎	伊万里市農業委員会・会長
副会長	金原壽秀	佐賀県農業協同組合中央会・会長
副会長	佐藤敏嘉	鳥栖市農業委員会・会長
専務理事	溝口宜彦	一般社団法人佐賀県農業会議・事務局長

○理事

所属機関名	役職名	氏名
佐賀市農業委員会	会長	大園敏明
唐津市農業委員会	会長	山崎正廣
鳥栖市農業委員会	会長	佐藤敏嘉
伊万里市農業委員会	会長	山口友三郎
小城市農業委員会	会長	江里口泰信
嬉野市農業委員会	会長	川内利光
吉野ヶ里町農業委員会	会長	中村榮憲
江北町農業委員会	会長	大串俊實
佐賀県農業協同組合中央会	会長	金原壽秀
佐賀県農業共済組合	組合長理事	松尾雅宏
佐賀県農業協同組合	副組合長	楠泰誠
公益社団法人佐賀県農業公社	専務理事	古賀俊光
全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部	本部長	大串成幸
佐賀県農業会議	事務局長	溝口宜彦

○監事

所属機関名	役職名	氏名
上峰町農業委員会	会長	高島正典
玄海町農業委員会	会長	世戸富士夫

○常設審議委員

所属機関名	役職名	氏名
佐賀市農業委員会	会長	大園敏明
唐津市農業委員会	会長	山崎正廣
鳥栖市農業委員会	会長	佐藤敏嘉
多久市農業委員会	会長	小園敏則
伊万里市農業委員会	会長	山口友三郎
武雄市農業委員会	会長	佐佐木幸夫
小城市農業委員会	会長	江里口泰信
神崎市農業委員会	会長	西村睦雄
有田町農業委員会	会長	藤俊信
白石町農業委員会	会長	片淵久司
太良町農業委員会	会長	秀島克博
佐賀県農業協同組合中央会	会長	金原壽秀
佐賀県農業共済組合	組合長理事	松尾雅宏
佐賀県農業協同組合	副組合長	楠泰誠
佐賀県信用農業協同組合連合会	副会長	堤武彦
佐賀県土地改良事業団体連合会	専務理事	高田俊行
全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部	本部長	大串成幸
佐賀県議会議員（学識経験者）	県議会議員	土井敏行
佐賀県農業会議（学識経験者）	事務局長	溝口宜彦

3. 基山町農業委員会の取組みについて

①農業委員会の体制

農業委員 11 名、農地利用最適化推進委員 3 名、事務局 3 名

②基山町の農業

本町の耕地面積の半数以上は水稻が作付されており、その 90%以上が主食用米となっています。

町内平坦地域では、集落営農を中心とした水稻、麦、大豆の生産や多収技術によるアスパラガスのハウス栽培が広く行われています。山間部や丘陵地では、古くから傾斜地を利用した柿、お茶の生産が行われており、特産品となっています。

また、施設園芸によるライチ、トマトの生産や水田での転作作物としてマコモタケやキクイモといった新しい特産品となることを見据えた作物の生産にも積極的に取り組んでいます。

③農業委員会活動の概要



毎月の定例会での法令業務に加え、農地利用最適化業務（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）への取り組みを主体とした活動をしています。

また、「人・農地プランの実質化」の推進にあたり、委員が地域農業者から様々な意見を引き出すスキルが必要であることから、農業委員会で行う会議については、今後の活動につながるよう「スキルマスター研修会」で学んだ座談会の形式を積極的に取り入れています。

さらに、地域で育つ子どもたちに、種まきから稲刈りまで一連を通してお米づくりに直接関わってもらい、生産することの大変さや喜び、食べものや命の大切さ、農業への意識・理解を深めることを目的とし、小学校と連携した農業体験活動の場の提供へも取り組んでいます。



4. 令和3年度全国農業委員会会長大会が開催

全国農業会議所は5月25日、令和3年度全国農業委員会会長大会をオンライン形式で開催し、農業委員会など現場の声を積み上げた政策提案が決議されました。また、二つの農業委員会より活動事例報告があり、農業委員会活動の優良事例の横展開を図りました。

冒頭の挨拶で、全国農業会議所の國井会長は「農業就業者が減少する中、農地を適正に維持するには、担い手への農地集積と、条件不利地域の農地の利用・管理を一体的に進める必要がある」と述べました。

農業委員会の優良事例報告では、まず、茨城県笠間市農業委員会の永田良夫会長が「タブレット端末による業務効率化の取り組み」について発表。利用状況調査や農業委員会定例総会などでタブレットを活用することにより、資料の印刷や郵送の手間が省け経費節減となった。社会は確実にICT化に向かっている。農業委員会においてもタブレット端末の導入を検討すべき、と訴えました。

また、熊本県合志市農業委員会の福嶋求仁子会長は「人・農地プランの実質化に向けた取り組み」について報告。コロナ禍で地域での話し合いが困難になる中、農業委員や推進委員、集落営農の代表者などに参集者を絞って各地区で話し合いを開き、事前に実施したアンケート調査や意向調査の結果をとりまとめプランの作成・公表に結びつけました。農業委員や推進委員が戸別訪問や電話での聞き取りを行うことでアンケート調査の精度を向上させ、また、活動の記録を残すため、独自の活動記録簿を作成するなど工夫を重ねたことも力説しました。

今回の全国農業委員会会長大会については、県内の会長は自宅や農業委員会事務局または佐賀総合庁舎で動画配信を視聴し参加しました。この動画については全国農業会議所の農業委員・農地利用最適化推進委員向けポータルサイト内の映像ライブラリーに掲載されており視聴することが出来ます。先述の事例報告については、農業委員会事務局についても大変参考になりますので是非、視聴をお願いします。

★農業委員・推進委員ポータルサイト映像ライブラリー

→ <https://www.nca.or.jp/iin/movie>



5. 政策提案に係る県選出国會議員への要請活動

農業委員会系統組織では各農業委員会を通じ農業者の声をとりまとめ、例年、全国農業委員会会長大会の際に国会議員会館にて県選出国會議員へ政策提案として要請活動を行ってきました。

しかしながら、今年度は新型コロナ感染拡大の影響により全国農業委員会会長大会は5月25日にオンラインで開催され、「新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案」が決議されました。それを受け、佐賀県農業会議の山口会長は6月9日（水）に県選出国會議員へ政策提案の要請活動を行いました。

「新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案」のポイント

1. 農地・経営対策について

人・農地プランを法定化すること。そして、プランの話し合い等を踏まえ、地域の農地を一括して農地中間管理機構へ貸し出す等、農地中間管理事業の実施に当たっての運用改善を図ること。

2. 農村対策について

中山間地域等直接支払等の施策については、対象地域を地域振興8法に指定された地域に限定せず、幅広く条件不利地域を対象とすること。

3. 農業委員会の体制の整備について

農業委員会活動の機動性を発揮する観点から農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の在り方や全委員にタブレット端末の配置等農業委員会の体制整備について検討すること。

6. 農業簿記講習会のご案内

令和3年度

農業簿記講習会

複式簿記の基礎を学び、
パソコンを使った記帳に挑戦してみませんか？

複式簿記をマスターして
農業経営力をレベルアップ！！

対象者

農業者（次の①、②の要件を満たす方）

①パソコンを持参できる方(Windows10,Windows8.1,Windows7のみ)

②複式農業簿記ソフトを導入済み又は導入予定の方

定員

20名（先着順）

参加費

テキスト代 1,700円

会場

佐賀総合庁舎 4階・6号会議室（第4回のみ2号会議室）
（佐賀市八丁畷町8-1）

講習会カリキュラム

全5回（座学講習会1回、パソコン講習会4回）



回	開催日	時間	講義内容		
1	8月 4日(水)	13:30 ～ 16:00	座学	複式簿記を 学ぼう	複式簿記の基本 記帳開始時の演習
2	8月11日(水)		パソコン 講座	パソコンで 記帳しよう	開始貸借対照表の作成 仕訳演習等
3	8月18日(水)				
4	8月25日(水)				
5	9月 1日(水)				決算・申告

申込方法

下記お問合せ先までお電話ください。

締切日

令和3年7月21日（水） ※定員に達し次第締め切ります。

主催・お問い合わせ

一般社団法人佐賀県農業会議

〒849-0925 佐賀市八丁畷町8-1

TEL：0952-20-1810 FAX：0952-20-1818

7. 就農相談について〔農業公社のページ〕

農業公社では、平成 25 年から県青年農業育成センターの業務を引き継ぎ、就農相談業務を実施しております。農業委員会業務の中で、就農の相談があった場合は気軽にご連絡ください。

通常の相談は、電話やメール、面談などで行っています。また、県外での就農相談イベントにも出展していますが、今はコロナ禍で東京や福岡などで開催される就農相談会にはオンラインで参加しています。

相談者は、非農家出身者が多いことから就農までのみちすじについて説明し、就農の動機やその目標である「どこで」、「何を」するかを明確化できるよう相談を進めていきます。

当然、相談者の多くは農地のあてがありません。まずは、祖父母や配偶者の実家など確保できる農地がないか探していきます。農地の確保ができない場合や研修先が未確定の場合は、地域での支援体制が整っているハウレンソウやきゅうり、いちご、トマトのトレーニングファームの紹介などを行います。また、就農希望地（市町）が決まっている場合は、その地域での技術研修を勧め、研修期間中に地域の方々との縁をつくり条件に合う農地を探すことや農業委員会へ相談することを勧めています。

農地を取得するには、許可要件があることや**認定新規就農**（担い手として人・農地プランに位置付けられていること）なども説明していきます。

先日は、奥さんの実家近くで農業を始めたいが、その実家も非農家で農地がないという 30 代前半の青年からの相談に、当該地区の農業委員さんや最適化推進委員さんにも就農相談会に出席いただき、地域農業の実情や将来の方向などお聞かせいただき、農業を始めたい相談者の背中を押していただきました。

担い手の減少が進む中、新規就農者の確保・定着は各地域の大きな課題です。今後とも皆様方の御支援をお願いします。

●認定新規就農者とは

- ◇平成 26 年度に農業経営基盤強化促進法に青年等就農計画制度が創設され、計画の認定を市町が行うことになっています。（佐賀県内 220 名認定令和 2 年 3 月末現在）
- ◇青年等就農計画とは、これから農業を始めようとする方が自らの農業経営に関する目標や必要となる施設・機械等についてまとめた就農に関する計画です。
- ◇この計画の認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して、関係機関が協力しながら資金や農地の確保などに関して重点的に支援するものです。
- ◇青年等就農計画を作成し認定を受けることできる者は
その市町の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等
 - ・ 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満）
 - ・ 知識・技能を有する者（65 歳未満）
 - ・ 上記の者が役員の過半を占める法人

問合せ先

公益社団法人 佐賀県農業公社（佐賀県農地中間管理機構）

佐賀市八丁畷町 8-1 佐賀総合庁舎 4 階

TEL 0952-20-1590 FAX 0952-20-1605 Mail:saga-nougyou@saga-agri.or.jp

8. 「農業者年金」の加入推進について

○農業者年金の6つのポイント

1. 農業者なら広く加入できる

◇農業者年金の加入資格◇

- ▼年間60日以上農業に従事
- ▼国民年金の第1号被保険者
- ▼20歳以上60歳未満

2. 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

- ▼保険料を将来の年金として積み立てておき、老後にその積み立てから受給。
- ▼加入者・受給者の数の変化に影響を受けにくく、財政的に安定。

3. 保険料の額は自由に決められる

- ▼通常加入の保険料は、月額2万円～6万7千円まで千円単位で自由に選択ができる。
- ▼加入後いつでも額の変更ができ、脱退、再加入もできる。

4. 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある

- ▼加入者が支払った保険料とその運用益を基礎として、裁定された年金額を65歳から終身受け取ることができる。
- ▼80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取ることができる。

5. 税制面の優遇措置が大きい

- ▼支払った保険料は全額社会保険料控除
- ▼年金資産の運用益も非課税
- ▼受け取る年金も公的年金等控除
- ▼死亡一時金は非課税

6. 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

- ▼認定農業者で青色申告の方や、その方と家族協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算すると最大で216万円）がある。

4・5月新規加入状況

市町名	今年度 目標	4・5月 新規加入者
佐賀市	8	2
多久市	1	1
武雄市	1	1
小城市	2	2
上峰町	1	2
白石町	8	2
太良町	2	1
※加入があった市町のみ		11

農業者年金制度の内容をよく知らない農業者がまだまだ多い状況です。
農業委員会・JAの加入推進活動が大きなカギです！！
まずは「制度を知ってもらう」ことから！！

9.全国農業新聞の普及推進について

◎7月時点の全国農業新聞購読状況

	市 町	部数	目標	必要部数		市 町	部数	目標	必要部数
1	佐 賀 市	213	219	6	11	吉 野 ヲ 里 町	38	47	9
2	唐 津 市	120	142	22	12	基 山 町	25	31	6
3	鳥 栖 市	42	53	11	13	上 峰 町	17	20	3
4	多 久 市	56	67	11	14	み や き 町	30	59	29
5	伊 万 里 市	73	88	15	15	玄 海 町	31	35	4
6	武 雄 市	73	90	17	16	有 田 町	37	48	11
7	鹿 島 市	71	83	12	17	大 町 町	20	25	5
8	小 城 市	60	75	15	18	江 北 町	44	49	5
9	嬉 野 市	61	72	11	19	白 石 町	54	70	16
10	神 埼 市	69	80	11	20	太 良 町	41	48	7
						農 業 会 議	93	98	5
						合 計	1,268	1,500	232

★紙面の内容★

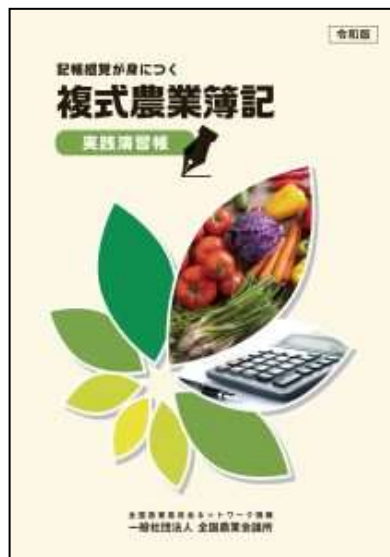
- 1週間の農政ニュース ● 農政や技術の解説 ● 地域活性化に関する事例紹介 ● 週替わりのコラム
- 経営管理、労務管理、農産物販売促進、農村女性活躍Q & A ● 農業委員会の特徴的、先進的活動
- 鳥獣害対策 ● 農地の法律相談 ● 地方ごとの農業委員会活動、頑張る農業者の記事、イベント情報

◎全国農業図書の紹介



令和3年度版 農家のための
なんでもわかる農業の税制
税込1,140円

刊行一覧はこちらから⇒



令和版 記帳感覚が身につく
複式農業簿記実践演習帳
税込440円



農業者年金制度と加入推進
2021年度版 税込500円

<https://www.nca.or.jp/tosho/>

情報活動の意義と役割一

農地利用の最適化は、情報提供活動から

農業委員会法第6条3項には、農業委員会の情報提供活動が明記されていますので、「全国農業新聞」を活用して農業委員会業務と農業の動きを情報提供していきましょう。

平成28年の農委法改正の最重点に位置付けられた農地利用最適化業務は、各地の先進的・特徴的な取り組みに学び、国等の施策を正確に農業の現場に浸透させることが必要不可欠です。

「『情報提供活動』無くして『農地利用の最適化』無し！」を合言葉に、全国農業新聞・全国農業図書を情報提供活動の最有力ツールに位置付け、農地利用の最適化達成を目指しましょう。

10. 常設審議委員会結果（令和3年5・6月）

農地法第4条及び第5条の規定により県農業委員会ネットワーク機構(佐賀県農業会議)に意見を求められた案件について、常設審議委員会において審議されました。

第62回、第63回の件数及び面積については、以下のとおりです。

<農地法関係処理状況>

○審議件数

第62回	5月17日	第4条	-
		第4条・第5条	1
		第5条	9
第63回	6月15日	第4条	-
		第5条	11

○田畑別件数及び面積(㎡)

※田・畑の混合案件があるため、件数の計が一致しない。

回数	開催日	区分	田		畑		計	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積
第62回	5月17日	第4条	0	-	0	-	0	-
		第4条・第5条	0	-	1	3,040	1	3,040
		第5条	7	51,836	3	21,699	9	73,535
第63回	6月15日	第4条	0	-	0	-	0	-
		第5条	7	39,431	6	25,439	11	64,870

11. 今後の行事予定

月	日	時間	場所	内容
7	15	13:30	佐賀総合庁舎	第64回常設審議委員会
	19	13:30	ガーデンテラス佐賀	農業者年金加入推進特別研修会
8	4	13:30	佐賀総合庁舎	第1回農業簿記講習会
	11	13:30	佐賀総合庁舎	第2回農業簿記講習会
	17	13:30	佐賀総合庁舎	第65回常設審議委員会
	18	13:30	佐賀総合庁舎	第3回農業簿記講習会
	23	13:30	佐賀総合庁舎	農業委員会女性協議会監査・役員会
	25	13:30	佐賀総合庁舎	第4回農業簿記講習会
	30	13:30	四季彩ホテル千代田館	農業委員会女性協議会総会・研修会

